令和5年12月19日 子ども・若者部 教育委員会事務局

認可保育所等の余裕スペースを活用した放課後児童健全育成事業の 実施に向けた検討状況について

1 主旨

新BOP学童クラブの大規模化等の解消に向け、昨年度より進めている民設民営放課後児童クラブの新規整備に加え、新たな放課後児童健全育成事業の定員枠確保に向けた取り組みとして、地域資源の有効活用の観点から、5歳児までの保育・教育を行う認可保育所、又は児童福祉施設として法的に位置づけられる認定こども園(以下、「認可保育所等」という。)の余裕スペースを活用した放課後児童健全育成事業の実施に向けた検討を進めており、現在の検討状況について報告する。

2 放課後児童健全育成事業に関する現状の課題

(1) 新BOP学童クラブの大規模化・狭あい化

保護者の働き方の変化や共働き家庭の増加などにより、新BOP学童クラブの登録児童数が増加の一途を辿っており、大規模化が進んでいる。また、小学校の35人学級の導入等により、学校の諸室の普通教室への転用が進む中、活動場所の狭あい化も課題となっている。

(2) 民設民営放課後児童クラブの整備に向けた対象物件の確保難

80人規模の放課後児童クラブを運営するには、少なくとも200㎡以上の床面積や二方向避難が可能であるなどの条件を満たす不動産物件を確保する必要がある。新型コロナウイルス感染症が5類へ移行し、経済活動が再開していく中でテナント等の賃料相場も上昇傾向にあり、民間事業者の放課後児童クラブ運営に適した物件の確保が困難な状況となっており、今後更にその傾向が進む恐れがある。

(3) 今後の人口動態を見据えた施設整備のあり方

子どもの人口減少局面にも関わらず新BOP学童クラブの登録児童数が増加しているが、将来的には登録児童数が減っていく可能性があり、現在の登録児童数の増加に対して、その全てを新規施設整備で対応する場合、いずれ施設過剰の状況に陥る等のリスクが考えられる。

3 課題解決に向けた新たな取り組みに関する検討

上記2の課題解決に向け、引き続き、教育委員会との連携による学校内における活動場所の確保や、民設民営放課後児童クラブの整備・運営を着実に進めるとともに、以下の新たな取り組みも併せて検討し、様々な手法により、放課後児童健全育成事業の充実を図る。

(1) 認可保育所等の余裕スペースを活用した放課後児童健全育成事業 現在、検討している取り組みの概要は以下のとおりであり、一部の学識経験者 に本取り組みに関してヒアリングしたところ、保育、成育支援の双方の質の観 点から考えても親和性が高く、総論としては有効性が高いと考えられるとの意 見が確認できた。

位置づけ:児童福祉法上の放課後児童健全育成事業

実施場所:認可保育所等の中の余裕スペース

(一時保育室、ホール、ランチルーム等を想定)

対象児童:小学校1年生 定 員:10人以上

その他:実施日や利用料、学校から施設までの引率方法などについては、民

設民営放課後児童クラブと同様とする。

(2) 国との協議の状況

厚生労働省が、地域の支援ニーズの現状、将来的変動、人口の状況などを踏まえ、地域の実情に応じた総合的な福祉サービスの提供体制の検討・実施に向けた各施設・事業に関する基準等の整理を行った「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン(改訂版)」に基づき、こども家庭庁と実施に向けた具体的な協議を進めている。

(3) 新たな取り組みに期待する効果

課題	期待する効果
新BOP学童クラブの	●民設民営放課後児童クラブの整備と併せた定員拡充
大規模化・狭あい化	の一手として、新BOP学童クラブの大規模化等の解
	消に資する。
	※例えば、大規模化する新BOP学童クラブの周辺に
	当該事業を実施する認可保育所等が4園あり、それぞ
	れに1年生10人が入会することとなれば、40人1
	支援分の定員確保となる。新BOP学童クラブの登録
	児童数の約37%を占める1年生(1日あたりの利用
	率の平均は80%弱程度)が新BOP学童クラブ以外
	で放課後を過ごす選択肢が増え、大規模化の解消へ寄
	与する。
民設民営放課後児童ク	●現在運営している認可保育所等を活用するため、新
ラブの整備に向けた対	たにテナント物件を賃借したり、一から創設するよう
象物件の確保難	な整備に比べ、新たな賃料の支払いや大規模な改修が
	不要となるため、整備にかかるコストが圧縮できると
今後の人口動態を見据	ともに、人材確保ができれば、開所までの時間がかか
えた施設整備のあり方	らないため、スピード感を持った展開が可能となる。
	●新規施設の整備とのバランスを考えながら、地域資
	源を有効活用する定員確保策を実施することで、今後
	の人口の動きや社会の変化に対応しやすい。
その他	●学齢期に移行する転換期において、児童にとって小
	さい子どもたちと一緒に過ごすことは自己有用感を持

てる貴重な居場所となる。また、園児側にとっても、 年上の児童と過ごすことは様々な刺激を得る機会となり、成長が促されることが期待できる。

- ●調理室が共用でき、栄養士や調理員による栄養・アレルギーを考慮した手作りおやつの提供だけでなく、 学校休業日は健康的な昼食提供も期待できる。
- ●保護者にとっても、不安の多い子どもの環境の転換期に、保育園に預かってもらえることは、働き方を変えずに、安心して預けられ、当該園にきょうだい児がいる場合は、延長利用時のお迎えが1カ所にまとまるなどの負担軽減に繋がる面がある。

(4) 新たな取り組みを検討するうえでの課題

① 施設共有を行ったうえでの適切な事業実施

既存の認可保育所等の余裕スペースを活用することになるため、保育と放課後 児童健全育成事業を共存しながらの適切な実施に向けた検討を詰めていく必要が ある。現在、保育課と児童課において、学識経験者や現場等の意見を伺いなが ら、実施に向けた留意点等を整理している。

② 対象となる児童について

認可保育所等の施設設備の状況や余裕スペースの規模等から、利用児童の対象は1年生に限定する形で検討している。1年生から2年生への進級時に民設民営放課後児童クラブへ入会する場合は、定員等の関係から希望の施設へ入会できない可能性があることから、早い段階での保護者への適切な情報提供を行うとともに、運営事業者においても、丁寧な保護者説明をするよう働きかける必要がある。

4 今後のスケジュール (予定)

令和6年2月 子ども・若者施策推進特別委員会及び文教常任委員会において検討 結果の報告